(目的)

第1条 この要綱は、先端技術の開発及び実証を行う岸和田市内外の事業者が、市内において実施する革新的な実証事業に対して、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、岸和田市補助金等交付規則(平成11年規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定め、もって本市の社会課題の解決や本市発の新たなビジネスの創出を促進し、市内産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
 - (1) 事業者 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業) を行っている法人、個人事業者をいう。
 - (2) 公的機関 国、都道府県、市町村及び商工会議所等の公的施設、団体をいう。 (補助対象者)
- 第3条 補助対象者は、岸和田市実証事業応募事業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)が、岸和田市実証事業応募事業者評価基準に基づき、合計得点が満点の8 割以上の得点をもって評価した提案事業(以下「採択事業」という。)を提案し、自ら(共同事業体を代表する者を含む。)採択事業を実施することができる事業者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者(共同事業体の構成員が該当する場合を含む。)は、補助金の交付の対象としない。
 - (1) 別表2に定める業種に該当する者
 - (2) 市税を滞納している者(ただし、岸和田市内に事業所等を持たない事業者を除く。)
 - (3) 事業者の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が岸和田市暴力団排除 条例(平成25年条例第35号)第2条第1号、第2号及び第3号に該当する者 (補助対象経費及び補助対象外経費)
- 第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の対象 とならない経費(以下「補助対象外経費」という。)は、別表1のとおりとする。
- 2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の実施に関して他の 公的機関等から補助金等の交付を受けている等、補助事業によって収入が生じてい る場合は、その額に補助事業の総事業費のうち、補助対象経費の割合を乗じた金額 (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)を補助対象 経費から除くものとする。
- 3 別表1に掲げる経費に、消費税及び地方消費税は含まないものとする。 (補助金の交付額)
- 第5条 補助金の交付額は予算の範囲内において、前条の補助対象経費に、別表1に 定める補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを

切り捨てた額とする。)とする。

(補助金の交付申請の時期)

- 第6条 規則第5条第1項の市長が定める期日は、補助事業を実施しようとする日の 前日とする。
- 2 補助事業を実施しようとする日が当該年度の初日である場合は、当該日とする。 (補助金の交付申請)
- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業 推進補助金交付申請書(様式第1号)及び事業経費内訳書(様式第2号)に、別表 3に定める書類を添えて、指定された期日までに市長に申請するものとする。 (補助金の交付決定)
- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と 認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付(不交付)を決定し、申請 者に対し岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付(不交付)決定通知 書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付の条件)

- 第9条 市長は、補助金の交付(不交付)決定をする場合においては、規則第7条第 1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、当該担当職員に補助対象事業の状況に関し、現地調査又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。
 - (2) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類(以下、「帳簿等」という。)を常に整備しておかなければならない。また、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。
 - (3) 補助事業者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
 - (4) その他、市長が必要と認めた条件 (事業内容の変更)
- 第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容若しくは経費を変更しようとするとき又は当該事業を中止するときは、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金事業計画変更・中止申請書(様式第 4 号)及び変更後事業経費内訳書(様式第 5 号)に別表 3 に定める書類を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。
 - (1) 補助事業の目的の達成をより効率的にするために、事業内容又は経費に軽微な変更をする場合で、補助事業の対象経費の2割以内の増額又は減額となる場合。 (対象経費に変更がない場合を含む。)
 - (2) その他市長が認めるとき。
- 2 前項の変更申請があった場合、市長は第8条の規定に準じ岸和田市「市内丸ごと ラボ」実証事業推進補助金計画変更・中止承認(不承認)決定通知書(様式第6号)

により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、事業完了後 30 日を経過する日、事業開始年度の 2 月 28 日 のうちいずれか早い日までに、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金実 績報告書(様式第 7 号)及び事業経費内訳報告書(様式第 8 号)に、別表 3 に定め る書類を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出を受け、当該報告書の内容を審査し適当と 認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証 事業推進補助金交付確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものと する。

(補助金の請求及び支払)

- 第13条 前条の通知書を受けたものは、速やかに岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付請求書(様式第10号)に、別表3に定める書類を添え、市長に補助金の支払いを請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときには、速やかに当該請求者に補助金を交付する ものとする。

(補助金の取消し等)

- 第 14 条 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を変更又は取消しすることができる。なお、既に当該変更又は取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - (1) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見 込みがないとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (4) その他市長が不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消そうとする場合は、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金変更・取消通知書(様式第 11 号)により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金を返還させようとする場合は、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金返還通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(処分を制限する財産)

- 第15条 規則第19条の規定により処分等を制限する財産の種類は、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産とし、期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。
- 2 補助金の交付を受けたものは、前項に定める処分等を制限する財産を処分等(目的外使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること)する場合は、処分等の前に市長の承認を受けなければならない。

- 3 市長は、補助金の交付を受けたものが、第1項に定める処分等を制限する財産を 処分等した場合は、別表4の計算式で算出した金額の返還を求めることができる。 ただし、返還の上限金額は、処分した財産に係る補助金額とする。
- 4 市長は、第3項の規定により補助金を返還させようとする場合は、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金返還通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表1 (第4条及び第5条関係)

項目	細目	内 容
		● 原材料費 ● レンタル費及びリース費
	設備	● 機械装置・工具器具・ソフトウェア等の購入経費(製造、改
	等 導	良、据付、借用に要する経費を含む)
	入費	● その他、補助対象事業にかかる設備等導入費として市長が認
		める費用
	施 設	● 施設・土地などの賃料及び利用費
	等 利	● その他、補助対象事業にかかる施設等利用費として市長が認
	用費	める費用
	試 作	■ 試作品及びサービスプロトタイプにかかる設計及び製作費
	品設	● その他、補助対象事業にかかる試作品設計製作費として市長
	計製	が認める費用
	作費	
補助対	調査	● 実証事業の効果検証業務に必要な費用 ● 市場調査費
象経費	分析	● その他、補助対象事業にかかる調査分析費として市長が認め スポロ
	費	る費用
	委 託	● 実証事業にかかる必要な業務のうち、自社では実施困難又は
	外 注	効率性等の観点から委託外注する必要性が認められる費用 ■ この他 特別は免事業にかかる季託例は書いる大声長が認め
	費	● その他、補助対象事業にかかる委託外注費として市長が認める費用
		● 実証事業の対象となる製品・技術等の出願に要する経費(出
		原料、審査請求料、弁理士費用等)
	産業	● 特許等(登録又は出願し、存続しているもの)を他の事業者
	財産	から譲渡又は実施許諾(ライセンス料を含む)を受ける場合の経
	権関	費
	係費	● その他、補助対象事業にかかる産業財産権関係費として市長
		が認める費用
	人	件費 ● 借入れに伴う支払い利息 ● 公租公課
	● 不	動産購入費 ● 官公署に支払う手数料 ● 飲食・接待費
補助対	- ~ -	務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
象外経	" -	用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用
費		壳促進費用
		の他、公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められ
法 中 宓	る費	
補助率		1以内
L [7日 安百		・1事業あたり100万円 1事業者(世国事業体トレア参画レアいる場合を含む。) につき
上限額		1事業者(共同事業体として参画している場合を含む。)につき、
	1 十戊	・1事業限り。

対象外業種

風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業若しくは同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の届出の対象となる営業又は大阪府電話異性紹介営業に係る利用カードの販売等の規制に関する条例(平成14年大阪府条例第9号)第2条第1号に規定する電話異性紹介業

日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)中分類93に分類される政治・経済・文化団体、中分類94に分類される宗教、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブ等及び小分類681に分類される土地売買業(ただし、投機目的に限る。)

特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売業

競輪・競馬等の競走場や同競技団、パチンコホール、ビンゴ場、射的場、スロットマシン、コリントゲーム場、スマートボール場、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業、興信所(もっぱら個人調査を行うもの)、取立業、集金業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものは除く。)、易断所、観相業、相撲案内業

その他、市長が不適当と認める業種

別表3 (第7条、第10条、第11条及び第13条関係)

申請の種類	必要書類
	① 【写し】岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業エントリーシート
	② 【写し】岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業認定通知書等、評
	価委員会が満点の8割以上の得点をもって評価した事業であること
	が分かる書類
	② 【原本】申請日から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書
	(法人の場合)
 交付申請に	③ 【写し】最新の所得税確定申告書第一表等、事業を行っているこ
係る添付書	とが分かる書類 (個人事業者等の場合)
横り続いま	④ 【原本】申請日から3ヶ月以内に発行された完納証明書等、市税
/	の滞納がないことが分かる書類(岸和田市内に事業所等を持たない
	事業者を除く。)
	⑤ 【写し】補助対象事業にかかる仕様書等、補助対象事業の内容が
	分かる書類
	⑥ 【写し】補助対象経費等にかかる見積書等、補助対象事業にかか
	る経費の費用詳細が分かる書類
	⑦ その他、市長が必要と認める書類

	① 【写し】岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業エントリーシー
	ト(変更がある場合)
	書(法人で変更のある場合)
交付変更申	③ 【写し】最新の所得税確定申告書第一表等、事業を行っている
請に係る添	ことが分かる書類(個人事業者等で変更のある場合)
付書類	④ 【写し】補助対象事業にかかる仕様書等、補助対象事業の内容
	が分かる書類(変更がある場合)
	⑤ 【写し】補助対象経費等にかかる見積書等、補助対象事業にか
	かる経費の費用詳細が分かる書類 (変更がある場合)
	⑥ その他、市長が必要と認める書類
	① 【写し】岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業報告書
	② 【写し】補助事業の納品書・写真・作業報告書等、事業実施を
実績報告に	証する書類
係る添付書	③ 【写し】ご利用明細票等、銀行振込を証する書類
類	④ 【写し】補助対象経費等にかかる請求書等、請求費目の内訳・
	振込先口座情報の記載された書類
	④ その他、市長が必要と認める書類
請求に係る	① 【写し】振込先に指定した銀行口座の通帳の「銀行名」「金融
	機関コード」「支店名」「支店コード」「預金種類」「口座番号
添付書類	」「カナロ座名義」がわかる部分

別表4 (第15条関係)

処分の種類	返還額の計算式
財産を無償譲渡や廃棄した場合	取得価額(前年評価額)×耐用年数に応じた減価
	残存率(年ごとに計算)×補助率
財産を売却等した場合	売却等により得た額又は取得価額(前年評価額)
	×耐用年数に応じた減価残存率(年ごとに計算)
	のいずれか高い方×補助率

住所(本店所在地)	
事業所所在地	
法人名/屋号(交流団体名)	
代表者職名 氏名	代表者印
扣当者名·担当者連絡先	

岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付申請書

私は、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金の交付を受けたいので、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付要綱(以下、要綱という。)第7条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

	·
補助事業の目的・内容	
補助事業の経費の配分・使用方法 、補助事業の完了の予定期日	
交付申請額	円

【誓約・同意事項(以下の内容を確認の上で☑を記載すること。)】

- □ 私は、以下の①から⑥までについて、誓約・同意します。
- ① 私は、この申請にあたって提出する岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付申請書や添付資料等、関係書類一式に記載の事項に虚偽や相違がないことを誓約します。
- ② 私は、要綱第3条第2項第1号に規定する要件に該当せず、対象外業種を営んでいません。
- ③ 私は、要綱第3条第2項第2号に規定する要件に該当せず、市税を滞納していません。なお、市が必要と認める場合には、当該申請に関する事務の担当者又は当該事務に係る関係資料を所管する担当者が、私の市税納付状況等の関係資料を閲覧することについて同意します。
- ④ 私、当社の役員及び実質的に経営を支配する者は、要綱第3条第2項第3号に規定する要件に該当せず、暴力 団又は暴力団関係者等ではありません。なお、市が必要と認める場合には、市が大阪府警本部又は岸和田警察へ 照会・確認することに同意します。
- ⑤ 私は、要綱第4条第2項に規定する、控除すべき他の公的機関等からの補助金額が事業経費内訳書のとおりであることを誓約します。なお、市が必要と認める場合には、国や大阪府等他の公的機関等からの補助金の交付状況について、当該機関へ照会・確認することにつき同意します。
- ⑥ 私は、要綱第14条第1項各号に該当するときは交付を受けた補助金の返還が必要であることを理解し、指定された期限までに返還決定を受けた全額を返還します。

以上

- 【写し】岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業エントリーシート
- 【写し】岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業認定通知書等、岸和田市実証事業応募事業者評価委員会が満点の8割以上の得点をもって評価した事業であることが分かる書類
- 【原本】申請日から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書(法人の場合)
- 【写し】最新の所得税確定申告書第一表等、事業を行っていることが分かる書類(個人事業者等の場合)
- 【原本】申請日から3ヶ月以内に発行された完納証明書等、市税の滞納がないことが分かる書類(岸和田市内に事業所等を持たない事業者を除く。)
- 【写し】補助対象事業にかかる仕様書等、補助対象事業の内容が分かる書類

事業経費内訳書

1 補助事業にかかる経費のうち、補助対象経費

項目	製品等の名称	金額(税抜)	耐用年数	備考
設備等導入費		円		
施設等利用費		円		
試作品設計		円		
製作費		円		
調査分析費		円		
委託外注費		円		
産業財産権関係費		円		
合計		(A)		

[※] 補助対象経費を、設備等導入費/施設等利用費/試作品設計/製作費/調査分析費/委託外注費/産業財産権関係費に仕分けて記載する。

2 補助事業にかかる経費のうち、補助対象外経費

製品等の名称・消費税等	金額	備考
合計	(B)	

3 補助事業にかかる経費の資金調達方法

- 1113/24 2/14/ 17 17 3				
経費の種類	金額	負担者	負担額	負担方法
補助対象経費	(A)			
補助対象外経費	(B)			
合計	(C)		(C)	

4 補助申請金額

補助対象経費 【(A)】	他制度補助金等 【他制度補助金等の金額× (A)÷ (C)】	他制度補助金等を除く 補助対象経費 【(A) — (D)】	補助申請金額 【(E)×補助率(1/2)】
(A)	(D)	(E)	(F)

- ※ 他制度補助金等の計算は一円未満切捨で行う。 ※ 補助申請金額合計の計算は千円未満切捨で行う。
- ※ 補助申請金額の上限は100万円。

【添付書類】

● 【写し】補助対象経費等にかかる見積書等、補助対象事業にかかる経費の費用詳細が分かる書類

岸和田市長

岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請がありました岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金について、 交付(不交付)することと決定したので、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付要綱第8条の規定 に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額

円

- 2 交付の条件(不交付の理由) 【例】
- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後30日を経過する日又は令和7年2月28日のうちいずれか早い日までに、必要書類を添え、 市長に実績報告をしなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、当該担当職員に補助対象事業の状況に関し、現地調査又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。
- (7) 当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。また、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。
- (8) 当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (9) 当該補助事業により取得した、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産は、取得した日から、減価 償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過する前に、市長の承 認を受けず、処分(目的外使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること)してはならない。

住所(本店所在地)	
事業所所在地	
法人名/屋号 (交流団体名)	
代表者職名 氏名	代表者印
担当者名・担当者連絡先	

岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金事業計画変更・中止申請書

年 月 日付け第 号で交付決定(又は変更決定)がありました岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金について、計画を変更又は中止したいので、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

	FL .
変更の内容	
変更の理由	
変更前交付決定額(①)	円
変更後交付申請額(②)	円
差引増減額(①-②)	円

以上

- 【写し】岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業エントリーシート(変更がある場合)
- 【原本】申請日から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書(法人で変更のある場合)
- 【写し】最新の所得税確定申告書第一表等、事業を行っていることが分かる書類(個人事業者等で変更のある場合)
- 【写し】補助対象事業にかかる仕様書等、補助対象事業の内容が分かる書類(変更がある場合)

変更後事業経費内訳書

1 補助事業にかかる経費のうち、補助対象経費(変更後)

□ 補助対象経費に、本補助金の(変更)申請時から変更はありません。

項目	製品等の名称	金額(税抜)	耐用年数	備考
設備等導入費		円		
施設等利用費		円		
試作品設計		円		
製作費		円		
調查分析費		円		
委託外注費		円		
産業財産権関係費		円		
合計		(A)		

[※] 補助対象経費を、設備等導入費/施設等利用費/試作品設計/製作費/調査分析費/委託外注費/産業財産権関係費に仕分けて記載する。

2 補助事業にかかる経費のうち、補助対象外経費(変更後)

□ 補助対象外経費に、本補助金の(変更)申請時から変更はありません。

製品等の名称・消費税等	金額	備考
合計	(B)	

3 補助事業にかかる経費の資金調達方法(変更後)

□ 補助対象(外)経費・経費の調達方法に、本補助金の(変更)申請時から変更はありません。

- HIDA 4:31 6 12 HEST HEST THAT THE SECTION SE				
経費の種類	金額	負担者	負担額	負担方法
補助対象経費	(A)			
補助対象外経費	(B)			
合計	(C)		(C)	

4 補助申請金額(変更後)

□ 補助対象(外)経費・経費の調達方法・補助申請金額に、本補助金の(変更)申請時から変更はありません。

補助対象経費 【(A)】	他制度補助金等 【他制度補助金等の金額× (A)÷ (C)】	他制度補助金等を除く 補助対象経費 【(A)ー(D)】	補助申請金額 【(E)×補助率(1/2)】	
(A)	(D)	(E)	(F)	

- ※ 他制度補助金等の計算は一円未満切捨で行う。 ※ 補助申請金額合計の計算は千円未満切捨で行う。
- ※ 補助申請金額の上限は100万円。

【添付書類】

● 【写し】補助対象経費等にかかる見積書等、補助対象事業にかかる経費の費用詳細が分かる書類(変更がある場合)

岸和田市長

岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金事業計画変更・中止承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで申請がありました岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金事業計画変更 又は中止について、承認(不承認)としたので、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付要綱第10条第 2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。なお、交付の条件は、本事業にかかる交付決定と同様です。

記

1 変更前交付決定額

円

2 変更承認による交付決定額

円

住所(本店所在地) 事業所所在地(創業予定地) 法人名/屋号(交流団体名) 代表者職名 氏名 担当者名・担当者連絡先

代表者印

岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定(又は変更決定)がありました岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金に係る事業実績について、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

交付決定額(①)	円
事業完了後交付申請額(②)	円
差引増減額(①-②)	円

以上

- 【写し】岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業報告書
- 【写し】補助事業の納品書・写真・作業報告書等、事業実施を証する書類

事業経費内訳報告書

1 補助事業にかかる経費のうち、補助対象経費

項目	製品等の名称	予定金額 (税抜)	実績金額 (税抜)	備考 (軽微な変更の内容)
設備等導入費		円	円	
施設等利用費		円	円	
試作品設計		円	円	
製作費		円	円	
調査分析費		円	円	
委託外注費		円	円	
産業財産権関係費		円	円	
合計		円	(A)	

[※] 補助対象経費を、設備等導入費/施設等利用費/試作品設計/製作費/調査分析費/委託外注費/産業財産権関係費に仕分けて記載する。

2 補助事業にかかる経費のうち、補助対象外経費

製品等の名称・消費税等	予定金額	実績金額	備考
	円	円	
	円	円	
승카	円	(B)	

3 補助事業にかかる経費の資金調達方法

HIS A A NOT THE CHIEF A DESCRIPTION OF THE CHIEF AND A PERSON OF THE PERSON OF				
経費の種類	金額	負担者	負担額	負担方法
補助対象経費	(A)		円	
補助対象外経費	(B)		円	
			円	
合計	(C)		(C)	

4 補助申請金額

補助対象経費 【(A)】	他制度補助金等 【他制度補助金等の金額× (A)÷ (C)】	他制度補助金等を除く 補助対象経費 【(A) — (D)】	補助申請金額 【(E)×補助率(1/2)】
(A)	(D)	(E)	(F)

- ※ 他制度補助金等の計算は一円未満切捨で行う。 ※ 補助申請金額合計の計算は千円未満切捨で行う。
- ※ 補助申請金額の上限は100万円。

- 【写し】ご利用明細票等、銀行振込を証する書類
- 【写し】補助対象経費等にかかる請求書等、請求費目の内訳・振込先口座情報の記載された書類

岸和田市長

岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金について、額が確定したので、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付対象事業区分
- 2 交付確定額

円

住所(本店所在地)	
事業所所在地	
法人名/屋号(交流団体名)	
代表者職名 氏名	代表者印
担当者名・担当者連絡先	

岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付確定がありました岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金について、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

円

2 振込先

金融機関名		
支店名		
種目	1. 普通 2. 当座	口座番号
カナロ座名義		

以上

【添付書類】

● 【写し】振込先に指定した銀行口座の通帳の「銀行名」「金融機関コード」「支店名」「支店コード」「預金種類」「口座番号」「カナロ座名義」がわかる部分

岸和田市長

岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金変更・取消通知書

年 月 日付けで交付決定した岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金について、交付決定を(変更・取消し)するべき事由の発生を確認したため、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金の交付決定を(変更・取消し)することとしたので通知します。

記

1 交付決定を(変更・取消し)の理由

2 (変更・取消し)の内容

岸和田市長

岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金返還通知書

年 月 日付けで交付決定した岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金について、 年 月 日付けで(決定内容の変更・決定内容の取消し)がなされたことに伴い、 年 月 日に交付済みの岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金の(一部・全部)について下記のとおり本市に返還してください。

記

- 1 返還すべき額
 - 金
- 2 返還の期限

年 月 日

3 返還の方法 同封の納付書を用いて納付のこと